

3 井田川地区再生の基本方針及び実施目標

3 - 1. 井田川地区再生の基本方針

(1) 農業イノベ構想・民間活力を活用した農業再生

- ❖ 福島イノベーション・コースト構想（農業イノベ構想）を活用し、ロボット技術やICT※¹などの先端技術を取り入れた大規模かつ省力化農業の実現を目指します。

※¹ ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）

- ❖ 太陽光発電事業による売電収益からの地域貢献を活用し、新たな農業と再生可能エネルギーをリンクさせた農業再生の実現を目指します。



無人ヘリ・ドローン



除草ロボット



農業用アシストスーツ



無人トラクタとの複数台協調走行



水位センサー



環境モニタリングシステム

出典：福島イノベーション・コースト構想

(2) 地域の復興・再生に資する新たな土地利用・導入事業の展開

- ❖ 従前の水稻に限らず、移転元地を含めた土地利用として、畑作や観光に寄与する牧畜や震災の記憶伝承（津波により冠水した浦の形）等も考慮した花木の活用などの実現を目指します。
- ❖ 地域住民に地域再生の進捗が見える形での段階的な土地利用の実現を目指します。
- ❖ 井田川地区内外における生産・流通等様々な面での連携・展開（例えば、耕畜連携など）を図り、地域経済の活性化を目指します。

(3) 地域を挙げて井田川地区を支えていく事業推進の仕組みづくり

- ❖ 井田川地区において各地権者が公平・平等となり、組織運営に過度な負担を要しない仕組みづくりを目指します。
- ❖ 井田川地区再生に向けて地域が一体となり、持続可能な仕組みづくりを目指します。

福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性（首相官邸HP）

（平成 29 年 7 月 28 日福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議決定）

平成 29 年 7 月 28 日、安倍総理は、総理大臣官邸で福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議に出席しました。会議では、福島イノベーション・コースト構想のこれまでの取組、今後の取組の方向性及び今後の方向性について議論が行われました。



安倍総理は、本日の会議を踏まえ、次のように述べまし

た。「東日本大震災、あの原発事故から 6 年以上がたちました。福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除され、復興もいよいよ本格化していきます。

福島の復興なくして東北の復興なし。東北の復興なくして日本の再生なし。被災者の声を聞き、その声を復興につなげていく。現場主義が安倍政権の原点です。

福島イノベーション・コースト構想には、地元から大きな期待が寄せられています。

正に福島復興の切り札であります。先般、この構想を福島復興特措法に位置付けたところであり、浜通り地域においてロボットなど最先端技術の研究開発拠点の整備、産業集積、人材育成を進めてまいります。本日、そのための基本方針を決定いたしました。

全閣僚が復興大臣である。その意識を全員が改めて確認し、縦割りを打ち破り政府一体となって取り組んでいかなければなりません。福島イノベーション・コースト構想の実現に全力を尽くし、地元の皆さんの期待に応える。受け身ではなく、能動的に取り組んでまいります。」

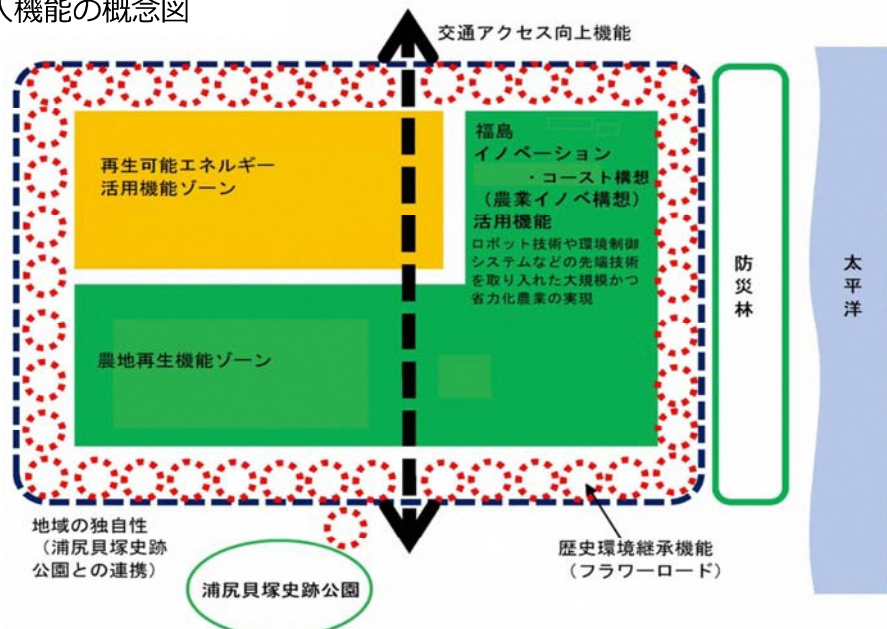
3 - 2. 土地利用の方針

（1）土地利用の考え方

井田川地区を対象として、従前の土地利用にとらわれることなく、移転元地を含めた新たな土地利用を検討し、地域住民の意向を踏まえた地域の一体的な復興を実現するため、井田川地区再生の基本方針に基づき、以下に示す機能の導入を目指します。

- ・農地再生機能
- ・再生可能エネルギー活用機能
- ・歴史環境継承機能（浦の形）
- ・福島イノベーション・コースト構想活用機能
- ・交通アクセス向上機能
- ・地域の独自性（浦尻貝塚史跡公園との連携）

導入機能の概念図



(2) 移転元地活用の考え方

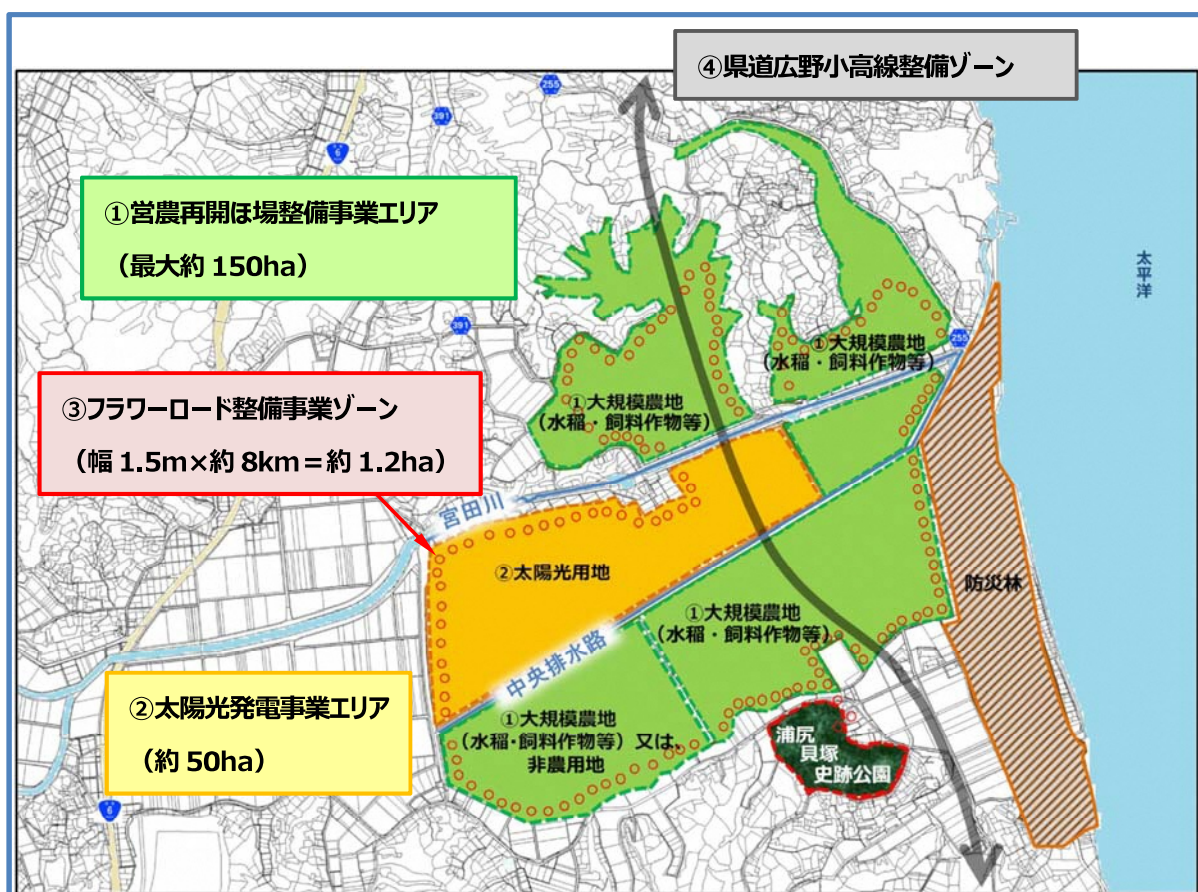
■ 制度上の前提

- ❖ 対象の土地は災害危険区域となり、居住を目的とした建築は不可能です。
- ❖ 宅地に隣接する農地も含まれており、当該土地を非農用地として活用する場合は、農地転用等の手続きが必要となります。
- ❖ 移転元地は沿岸部に点在しており、直ちに一団での利用が可能な土地は限られます。
- ❖ 移転元地を復興事業区域の民有地と交換する際、登録免許税が免除されるなど、一部土地の集約を推進する仕組みが用意されています。
- ❖ 防災集団移転促進事業により市有地となった経緯から、復興に資する土地利用とすることが望まれます。

3 - 3. 土地の利活用

(1) 土地利用ゾーニング

宮田川と中央排水路に挟まれた中央部に太陽光発電施設整備用地（以下、「太陽光用地」という。）を配置するとともに、太陽光用地を取り囲むように大規模農地を配置し、民間活力を活用した新たな産業の導入・農業再生を図ります。また、地区外周部にフラワーロードを配置し、かつての井田川浦や津波により冠水した浦の形を再現することにより震災の記憶を伝承するとともに、浦尻貝塚史跡公園と連携を図ることで、歴史教育・観光の場の創造を目指します。



① 農業再開ほ場整備事業エリア（最大約 150ha）

- ❖ ほ場の大区画化や汎用化、農地の集積・集約化、農業用機械の大型化、適した品種の選択や組み合わせ等による低コスト化、高作業効率化の生産性の高い農業を目指します。（水稻を主体に、飼料作物、綿花・なたね・大豆等）
- ❖ ロボット技術などの効率的で高付加価値な農業を可能とする先端技術等を活用した農業の普及や営農再開を目指します。

② 太陽光発電事業エリア（約 50ha）

- ❖ 北新田地区、宮田川と中央排水路に挟まれた独立性の高いエリアを太陽光発電事業エリアとします。

③ フラワーロード整備事業ゾーン（約 1.2ha）

- ❖ 地域の独自性を生かすため、旧井田川浦の外周約8kmについて、幅 1.5mの帯状（約 1.2ha）にフラワーロードの整備を目指します。ただし、農業再開や農業関連施設の維持管理に支障が生じないように配慮した整備を目指します。
- ❖ 用地は移転元地を換地することにより確保します。また、維持管理は地元委託や地域住民参加型の保全管理等を検討します。

④ 県道広野小高線整備ゾーン

- ❖ 県道広野小高線の整備による交通アクセスの向上を目指します。

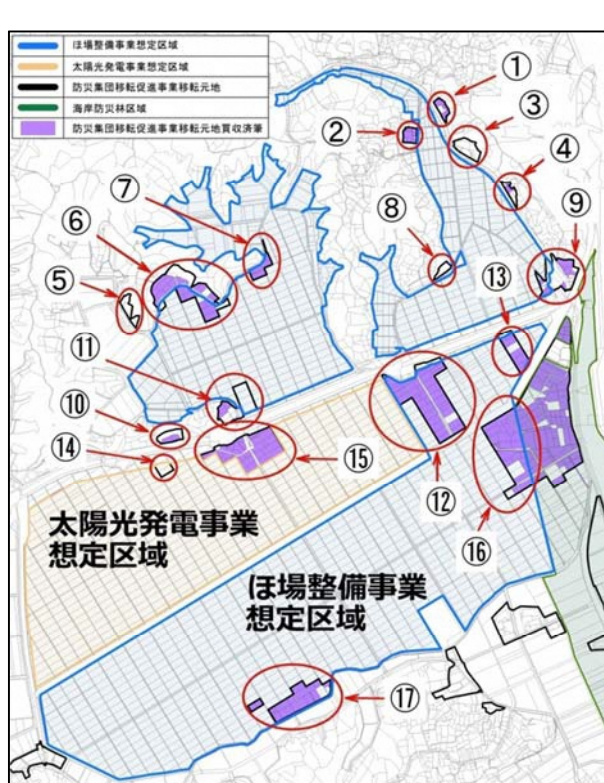
[参考] 浦尻貝塚史跡公園整備エリア（約 8ha）

- ❖ 国指定史跡の浦尻貝塚の保存と活用を目的とする史跡公園を整備予定であり、フラワーロード整備事業との連携により、地域の独自性・歴史の継承を図ります。

（２）移転元地の活用

井田川地区における移転元地は、既に海岸防災林事業として活用がなされていますが、その他、買収済、未買収の土地を含めると、約 12.7ha（うち、ほ場整備事業にて換地可能性のある元地については約 6.9ha）の移転元地が存在しています。

活用の検討にあたっては、「南相馬市防災集団移転促進事業移転元地等の活用方針」に基づき積極的な活用を図っていきます。



単位: m²

防集移転元地			
地区	買収済	未買収	合計
1	1,431	401	1,831
2	1,838	0	1,838
3	0	3,614	3,614
4	612	778	1,390
5	0	2,166	2,166
6【道路より北側】	6,015	3,342	9,357
6【道路より南側】	5,372	1,130	6,502
7	2,522	0	2,522
8	0	1,277	1,277
9【道路より西側】	895	599	1,494
9【道路より東側】	2,101	1,864	3,965
10	1,067	1,589	2,656
11	1,447	5,123	6,571
12	23,372	918	24,290
13	3,805	991	4,796
14	0	890	890
15	14,333	0	14,333
16	12,283	2,539	14,822
16【一部防災林】	9,727	0	9,727
17	11,331	1,253	12,584
総計	98,148	28,474	126,622

※登記地積にてカウント
 ※ほ場整備事業想定区域内でかつ買収済の欄には橙色に着色
 ※16【一部防災林】は県での分筆を行っていないため減少する可能性有
 ※跡地利用が予定されている筆はカウントしない
 ※上記地区にて防災集団移転促進事業の今後の買取予定はない

① ほ場整備事業想定区域内（約 6.9ha）移転元地の換地活用案

- ❖ フラワーロード整備用地：幅 1.5m×延長 6km＝約 0.9ha ⑥、⑬
 （延長 8kmのうち、ほ場整備事業想定区域内については延長 6km）
- ❖ 農業用施設（乾燥調整貯蔵施設、倉庫、種苗施設、機械格納庫等）
 ：約 1.3ha ⑫
- ❖ 県道広野小高線用地：幅 15m×延長 2km＝約 3.0ha
 ⑦、⑫と⑬と⑭の一部
- ❖ 浦尻貝塚史跡公園用駐車場：約 0.6ha ⑰
- ❖ ロボットテストフィールド関連施設：約 0.1ha ⑮の一部
- ❖ 防災林：約 1.0ha ⑮

② 上記以外の移転元地（約 2.9ha）の活用案

- ❖ 農業用施設（乾燥調整貯蔵施設、倉庫、種苗施設、機械格納庫等）
 ：約 1.4ha ⑮
- ❖ ほ場整備地区に編入できない小区画地区は、隣接地権者その他地域で活動する団体等から、売却、貸付け、または共用等の相談を積極的に受け付け、活用を図ります。
 ①～⑤、⑥の一部、⑧～⑪、⑭

3 - 4. 事業推進の仕組み

(1) 事業推進の仕組みづくりの検討

■ 検討にあたっての基本的な考え方

❖ 組織運営に過度な負担を要しないこと

組織等の運営にあたって、常駐事務員を抱えるなど、運営費が増大することは極力回避し、外部への業務委託や地権者代表による軽微な負担などにより、運営を簡素化することを目指します。

❖ 地域において各地権者が公平・平等となること

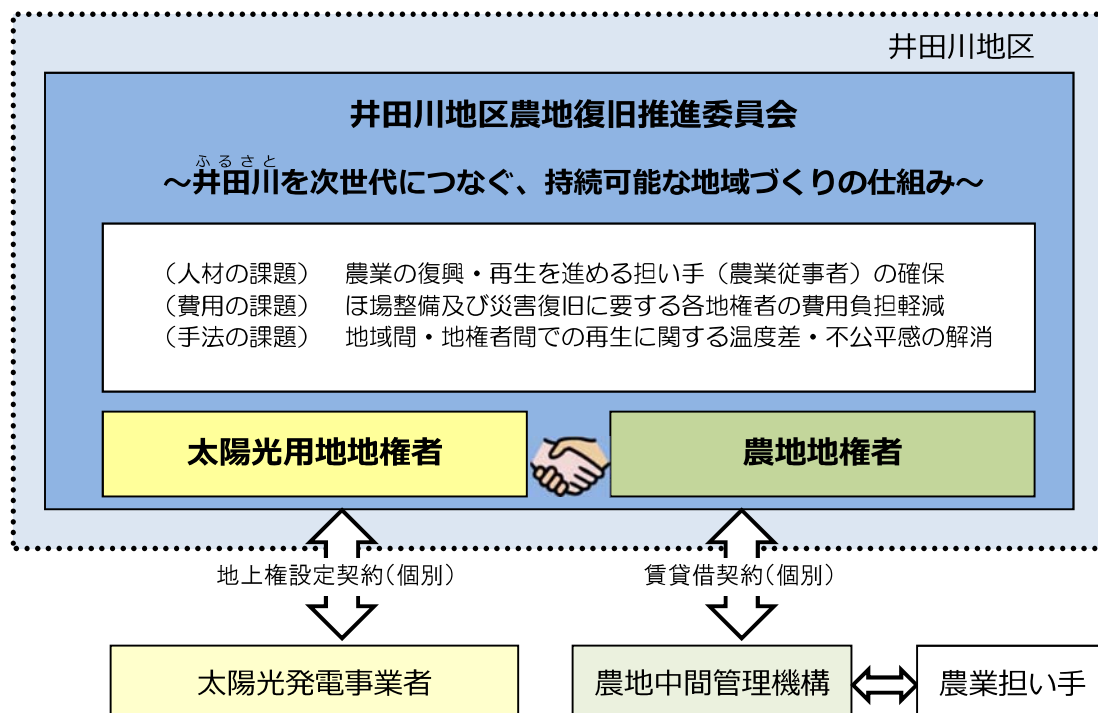
各地権者が公平・平等となるよう、地域として、太陽光発電事業による地域貢献を活用しながら、ほ場整備事業、各事業等が回る仕組みの構築を目指します。

❖ 地域再生に向け地域が一体となり、持続可能な仕組みとなること

各事業における事業期間が長期にわたることから、地域の一体化を図りながら、地域再生の進捗に合わせた持続可能な仕組みを目指します。

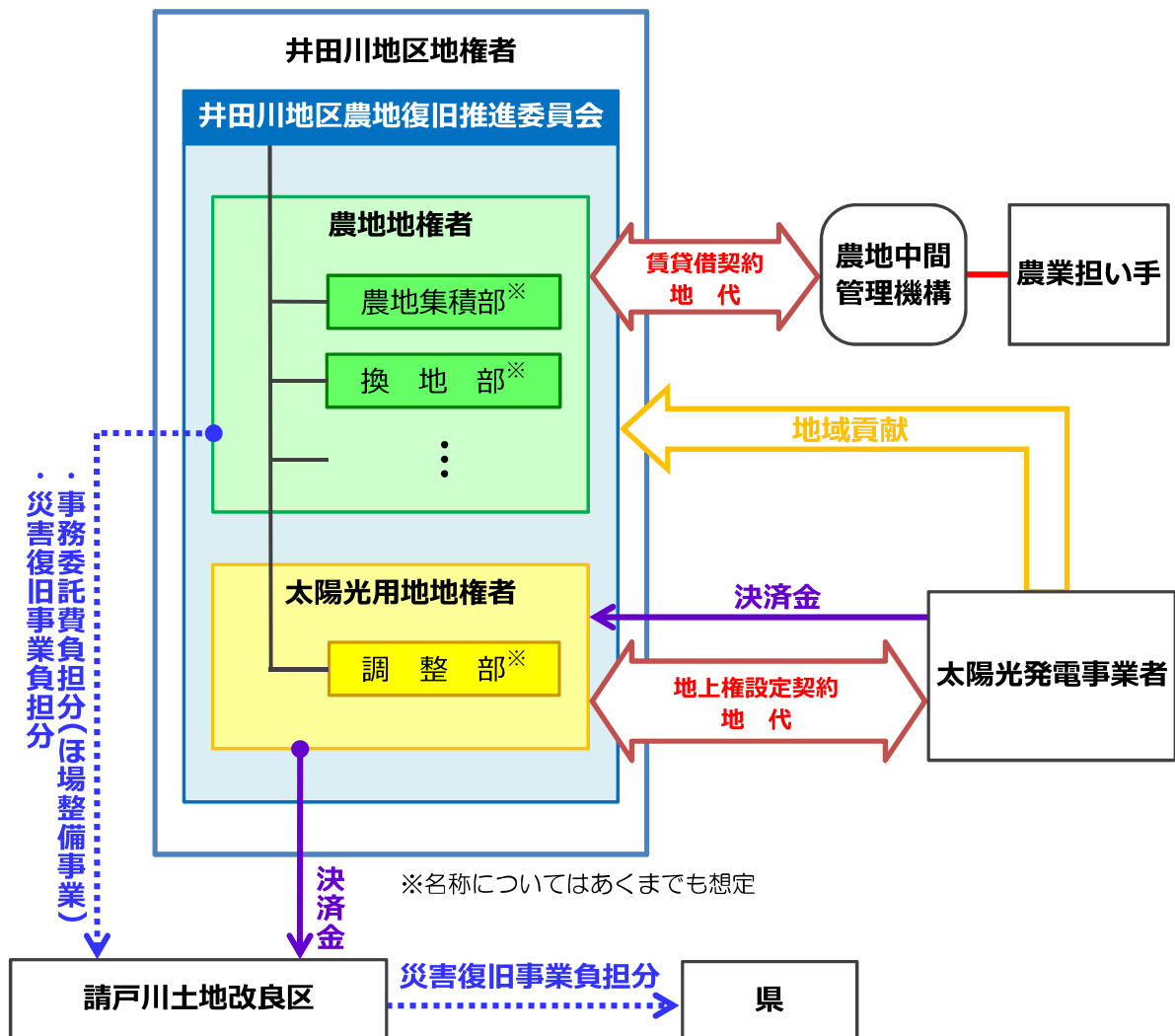
(2) 事業推進の仕組みづくり及び組織体制

井田川地区における各地権者が公平・平等となるよう、ほ場整備事業と太陽光発電事業の両事業が回ることによる地域再生の実現に向け、地域内での各種調整管理を図り、^{ふるさと}井田川を次世代につなぐ、持続可能な地域づくりの仕組みを構築していきます。



■ 井田川地区農地復旧推進委員会を中心とした事業推進の仕組み

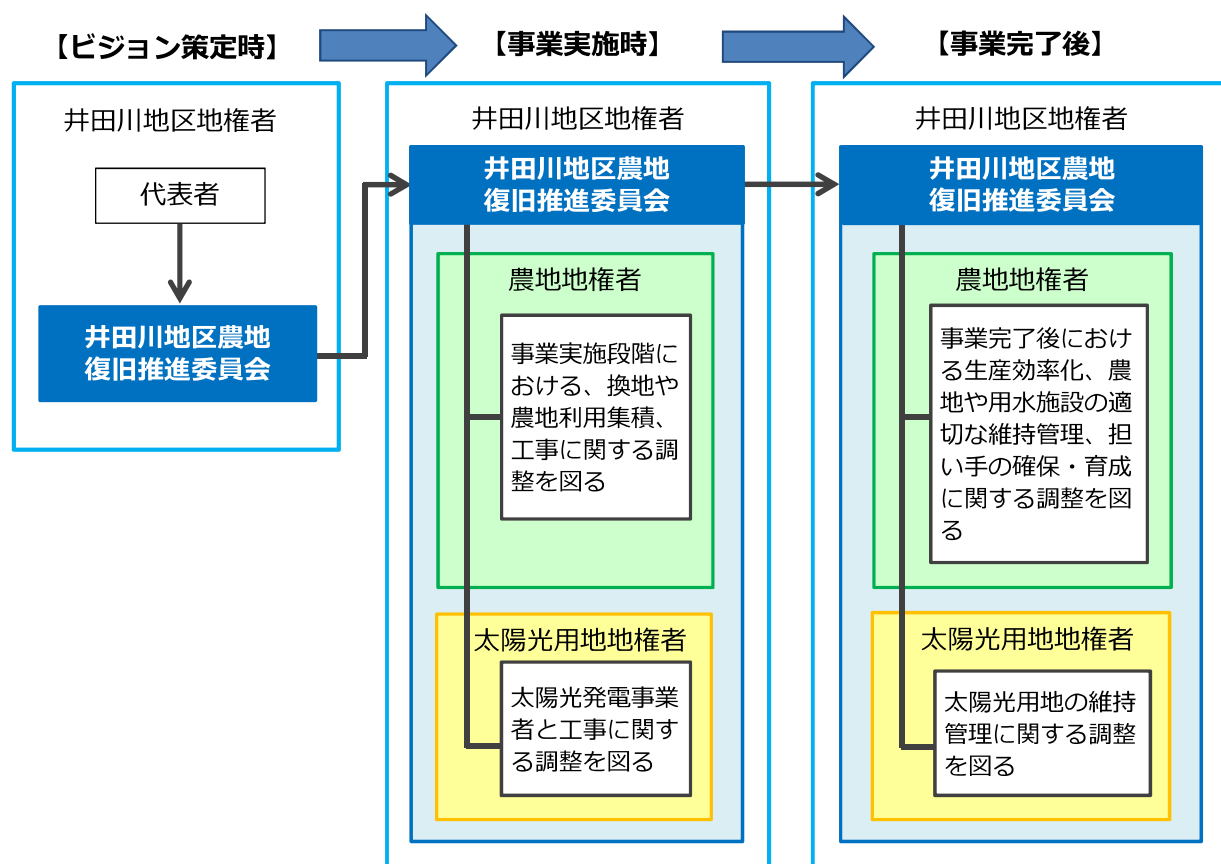
- ❖ 地権者からなる井田川地区農地復旧推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を中心に、推進委員会の下に役割ごとに各部（担当班）を設置し、地域一体となって地域全体を管理していきます。
- ❖ 農地、太陽光用地に係る賃貸借、地上権設定契約については、各々個別契約とし、組織運営に係る負担の軽減を図ります。
- ❖ 太陽光発電事業に係る地域貢献の受け皿としては、推進委員会が担います。地域貢献の内容については地域の営農活動に寄与する農地、農業用施設の維持管理等に充てるなど推進委員会として検討していきます。



■ 事業の進捗に伴う組織の役割について

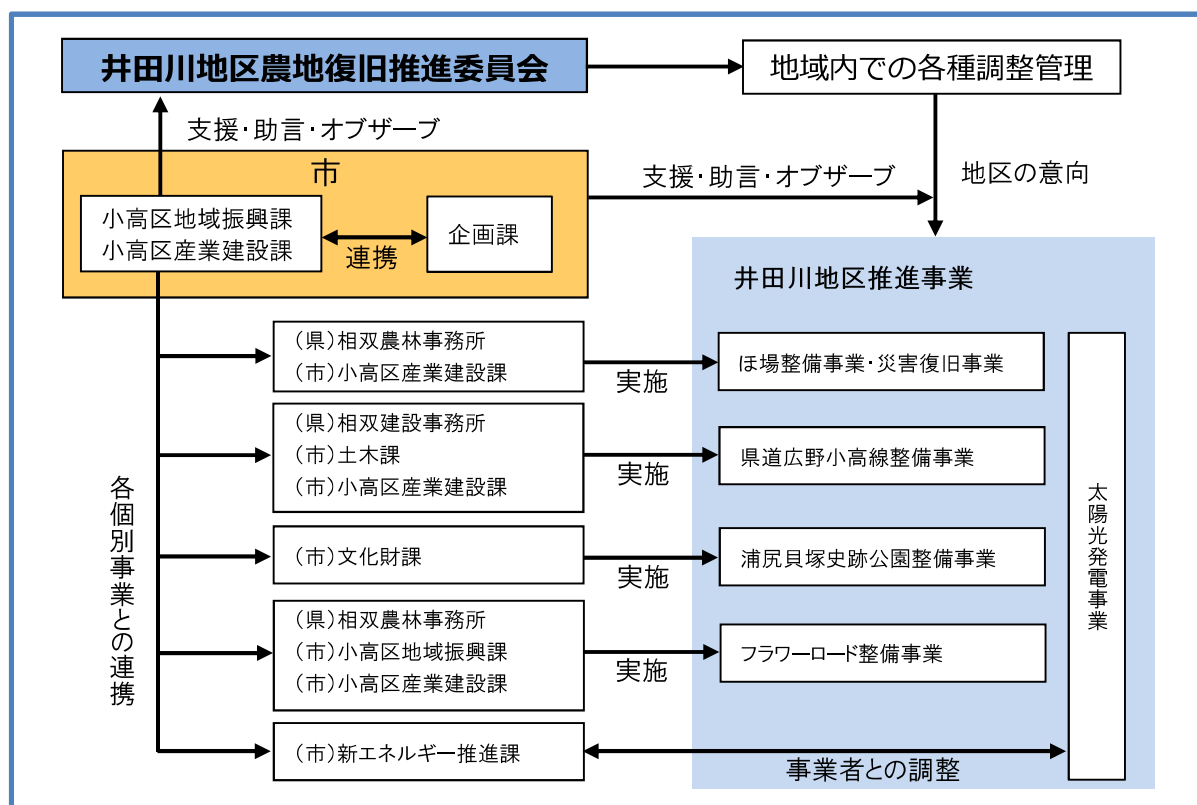
- ❖ 各事業の進捗に併せて（ビジョン策定時、事業実施時、事業完了後）、各部（担当班）は、農地地権者については、ほ場整備事業に係る「農地集積」や「換地」、または事業完了後の「維持管理」などの役割ごとに担当を分割し、事務の分散化により負担を軽減します。太陽光用地地権者は、事業実施時は「事業者との工事調整」、

事業完了後は「用地の維持管理調整」などの役割ごとに担当を分割し、事務負担の軽減を図ります。



■ 事業推進の組織体制

再生ビジョンに掲げる事業について、推進委員会・南相馬市（小高区地域振興課・小高区産業建設課）を中心とする事業推進体制・組織により、円滑な事業推進を図ります。



3 - 5. 事業の実施及び実施目標

(1) ほ場整備事業及び災害復旧事業（農業の再生）

■ 整備概要

津波により大きな被害を受けた沿岸部の農地を再整備するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、井田川地区における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施します。

- ❖ ほ場面積約 100ha～150haの大規模農地の整備を目指します。
- ❖ 農地整備（大区画化、整形）、用排水施設整備（パイプライン、ため池など）、農道整備を行い、効率的な農作業が行えるようにします。
- ❖ 平成 32 年からの事業着手を目指し、段階的な営農再開を目指します。
- ❖ 水稻を中心に他の作物（水稻以外では、牧場のためのWCS（ホールクロップサイレージ）等の飼料作物等）も検討します。
- ❖ 被災した宅地や周辺の農地は、市が防災集団移転促進事業で買取り、ほ場整備事業の中で換地（土地の移動・集積）をして他事業用地として活用します。

■ 機械化農場の実現

- ❖ みちびき（準天頂衛星システム）の本格稼働に向けて各メーカーの実証実験が拡大し、実用化が予想されるため、広い区画（1ha超）の連続や大型農機が移動できる広幅員のあぜ道などの条件が整えば、機械化・自動運転化が可能であると考えられます。

■ 事業条件・効果・事業費

事業条件	・担い手の確保 ・平成 32 年度までに実施が必要 ・地元の合意形成・同意が必須 ・負担金軽減の事業の仕組みづくりが必要
事業効果	・地区における基幹産業である農業の再生
事業費	・災害復旧・ほ場整備費の国庫補助・交付金を活用 （復興財源は、復興・創生期間の平成 32 年度までに限定） ・事業費は国、県、市、受益者に応分の負担あり

■ 整備目標

❖ 大規模土地利用型の農業

ほ場の大区画化や汎用化、農地の集積・集約化、農業用機械の大型化、適した品種の選択や組み合わせ等による、低コスト化、高作業効率化の生産性の高い農業を目指します。

❖ 地区内外と連携・展開する農業

耕畜連携などによる地区内外の連携・展開による農業を目指します。

❖ 地域の美しい環境・景観を守り育てる農業

地域の農業者と住民が協力し合い、農地、水路等の維持管理等に取り組み、住み心地が良く、誇りの持てる、美しい環境・景観を守り育てる農業を目指します。

指標	現状 (平成 29 年度)	事業完了後
大区画ほ場整備の 実施面積	0ha	最大 150ha
(参考) 復興総合計画における 本市全域の平成 31 年度目標値		2,443ha

■ 整備イメージ



整備前（小区画 10a）



整備後（大区画化 1ha超）



農業用機械の大型化

出典：農林水産省HP

(2) 太陽光発電施設整備事業

■ 整備概要

原発事故をきっかけに、エネルギー転換を目指し、太陽光発電施設を整備し、エネルギーを地産地消できる環境づくりを目指します。

- ❖ 津波被害を受けた農地等を活用し、太陽光発電施設を整備します。
- ❖ 事業主体：民間事業者
- ❖ 事業用地：約 50ha
- ❖ 発電出力：27MW

■ 整備イメージ



太陽光発電施設整備イメージ

出典：経済産業省HP（エコパガイド 2017）

■ 事業条件・効果・事業費

事業条件	・地権者の同意 ・農地転用による事業用地の確保 ・事業完了後の土地利用検討への対応 ・事業性確保のため平成 29 年度内の工事着手を目指す
事業効果	・地域貢献（営農活動への支援等）
事業費	・県の補助金活用 ・民間活力の活用

■ 整備目標

- ❖ 本市の再生可能エネルギーの導入目標

原子力発電への依存から脱却するため、本市の消費電力あるいはそれ以上の電力を再生可能エネルギーで生み出すことを目指すこととし、2020（平成 32）年度の目標値を再生可能エネルギー導入比率約 65%としていることから、この再生可能エネルギー導入比率上昇に寄与します。

指標	現状 (平成 29 年度)	事業完了後 (平成 32 年度)
再生可能エネルギー導入比率 ^{※1} への寄与	0%	9.5% ^{※2}
(参考) 復興総合計画における 本市全域の平成 31 年度目標値		50%

※1 再生可能エネルギー導入比率：本市の年間電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の比率

※2 本市の年間電力消費量（南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョンにおける平成 32 年度の推計値）に対する井田川地区の太陽光発電事業に係る発電量の比較

福島県浜通り地域再生可能エネルギー連系用共用送電網
ルート計画図（平成 29 年 9 月 20 日時点の案）



※今後の工事計画案の変更によりルート変更されることがあります。

出典：福島送電合同会社HP

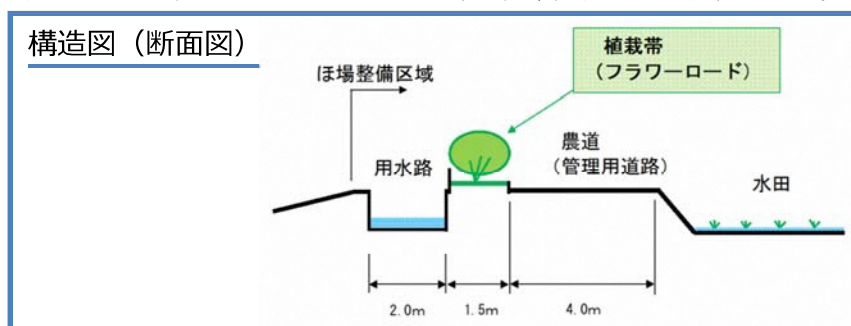
(3) フラワーロード整備事業

■ 整備概要

- ❖ 井田川地区の独自性を生かすため、農業の再生に合わせた「旧井田川浦」の外周部を帯状のフラワーロードで囲み、かつては「浦」であった歴史的環境の再現を目指します。
- ❖ 「浦尻貝塚史跡公園」からの眺望を活用し、かつての「浦」の空間（位置・広さ）や震災の記憶伝承（津波により冠水した浦の形）を体感することにより、学習教育・文化的観光の促進を目指します。
- ❖ 井田川地区の南側に計画されている「浦尻貝塚史跡公園」とフラワーロードをネットワークすることにより、井田川地区の歴史文化環境の継承を目指します。

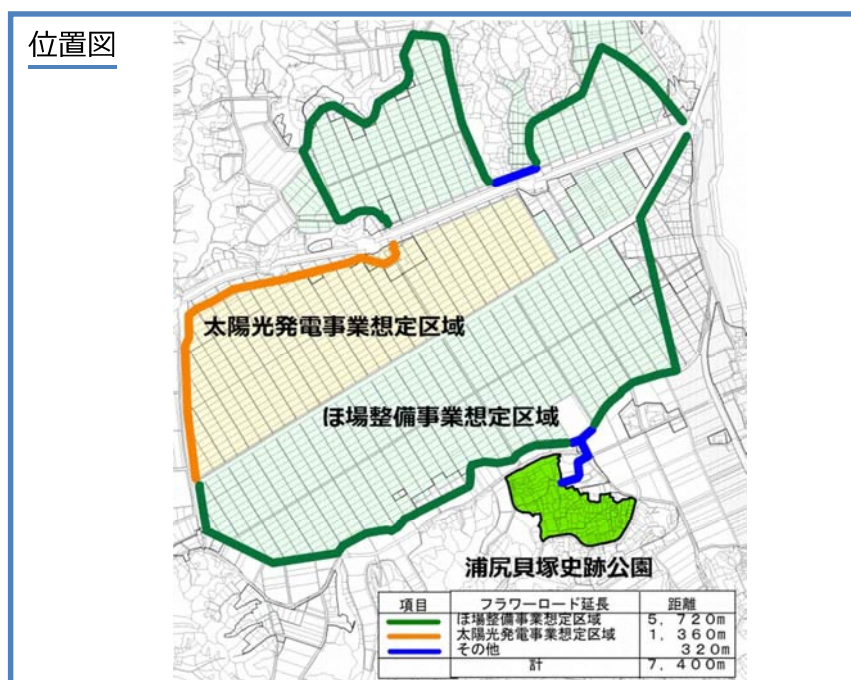
【構造】

- ❖ 幅 1.5mの花壇・植栽帯をかつての「浦」の外周部約8kmに整備・配置します。
- ❖ 現在の用水路の内側にフラワーロード（植栽帯）用地を確保します。



【用地】

- ❖ 地区内に点在する移転元地を活用し、ほ場整備事業で外周部に帯状に換地します。
- ❖ 太陽光発電事業想定区域については、太陽光発電事業者からの借地の検討や県道・河川法面部への地被類草花の植栽検討を行います。
- ❖ 用地面積は約 1.2ha（延長約8km×幅 1.5m）となります。



■ 用地確保・造成等

エリア	用地確保	造成工事整備	維持管理
ほ場整備事業 想定区域内	移転元地をほ場整備事業で外周部に換地	ほ場整備事業と調整し、交付金等活用による整備検討	交付金等活用による維持管理委託の検討
太陽光発電事業 想定区域内	太陽光事業者から借地を検討・河川法面部への地被類系草花の検討	太陽光発電事業者による地域貢献事業で造成整備の検討	太陽光発電事業者による地域貢献での維持管理委託の検討
その他（農道・河川 沿い部分）	農道・河川法面部への地被類系草花の検討	現状の状況で植栽	交付金活用による維持管理委託の検討

■ 整備イメージ



フラワーロードと地元維持管理委託のイメージ

出典：クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、bing.com/images

■ 事業条件・効果・事業費

事業条件	・移転元地の換地による用地確保 ・湛水・塩害に強い栽培可能種の検証 ・花植栽費の確保が必要 ・維持管理委託や住民参加型の検討 ・営農環境を妨げない植栽形態の工夫
事業効果	・旧井田川浦の再現 ・浦尻貝塚史跡公園との連携による歴史教育・観光面での効果期待
事業費	・復興交付金、福島再生加速化交付金、多面的機能支払交付金等の活用による整備・維持管理の検討 （復興財源は、復興・創生期間の平成 32 年度までに限定）

3 - 6. 事業スケジュール及び事業推進体制

(1) 事業スケジュール

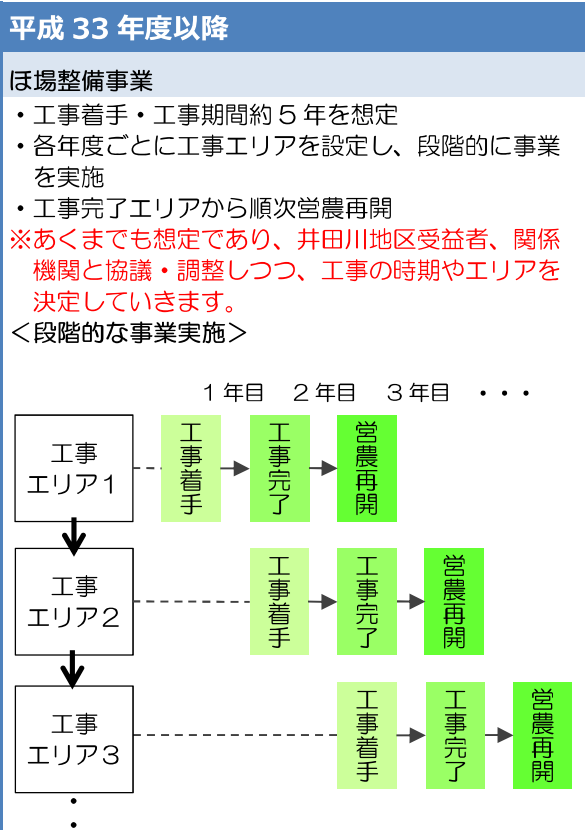
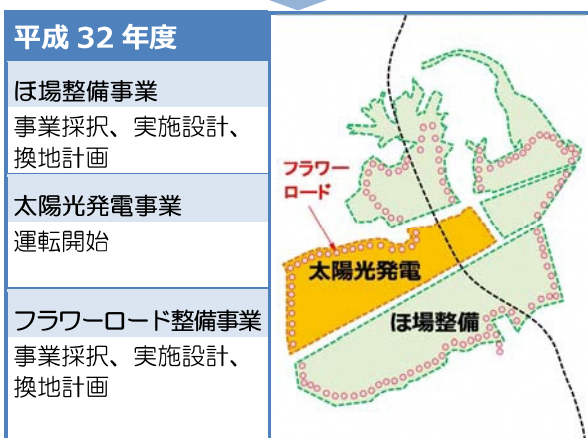
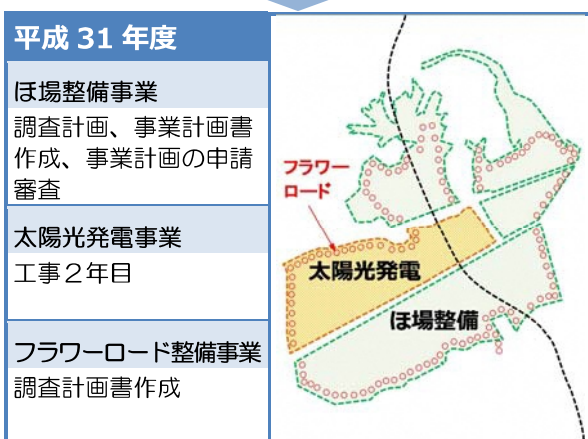
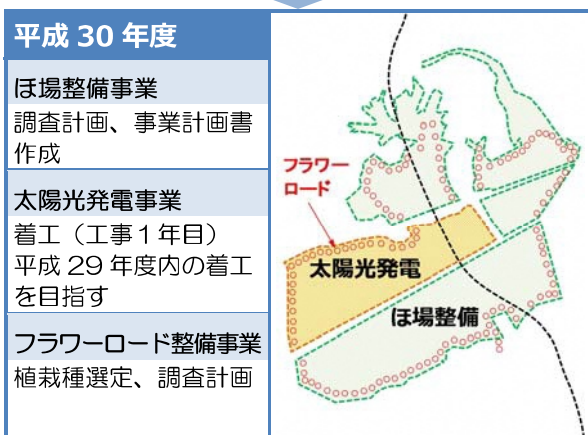
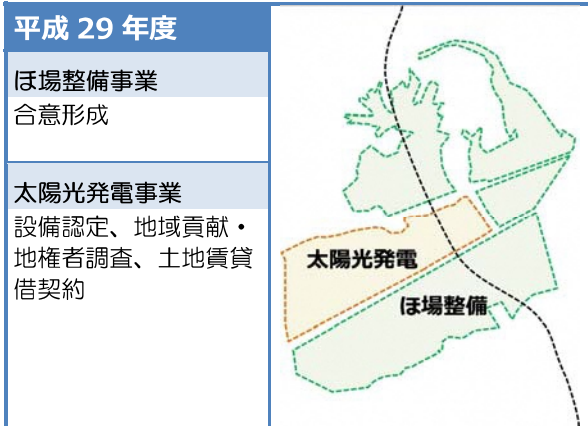
井田川地区で実現性が認められる想定事業のスケジュールとして、ビジョン策定後、ほ場整備事業は平成 32 年度までの事業着手を目指し、段階的な営業再開を目指します（フラワーロード整備事業は、防災集団移転促進事業移転元地活用のため、ほ場整備事業と調整を行います）。太陽光発電事業は、平成 29 年度内の工事着手を目指し、2 年後の平成 32 年 3 月運転開始を目指します。地域住民に地域再生の進捗が見える形での段階的な整備を目指します。

想定事業	年度	平成28年度 後期	平成29年度 前期 後期	平成30年度 前期 後期	平成31年度 前期 後期	平成32年度 前期 後期	平成33年度	平成34年度～
井田川地区 再生ビジョン策定		ビジョン策定			事業進捗管理(PDCA)			
ほ場整備事業			合意形成	調査計画、 事業計画書作成	事業計画の申請・審査 事業採択	実施設計・ 換地計画	工事着手・工事約5年	
太陽光発電事業		設備 認定	地域貢献・ 地権者調	土地賃貸 借契約	工事着工・工事2年	運転開始		
フラワーロード整備事業				植栽種選定、調査計画、 事業計画書作成	事業計画の申請・審査 事業採択	実施設計・ 換地計画	工事着工・工事約5年 (ほ場整備換地)	

井田川地区再生イメージ

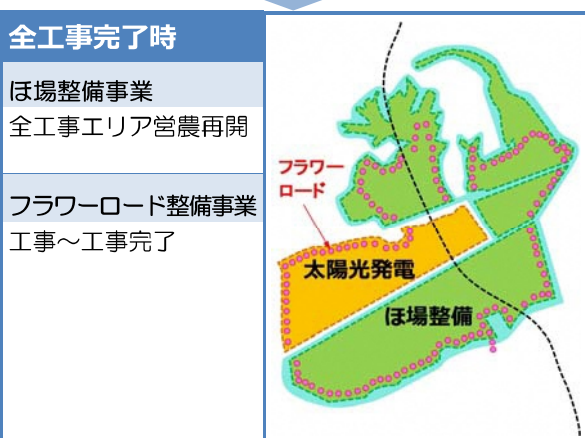
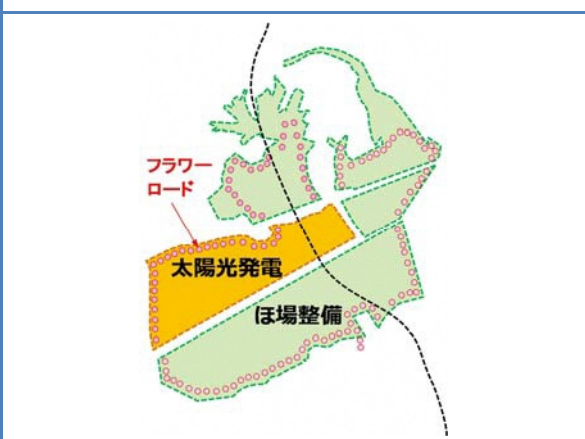


■ 段階的事業スケジュール（想定）



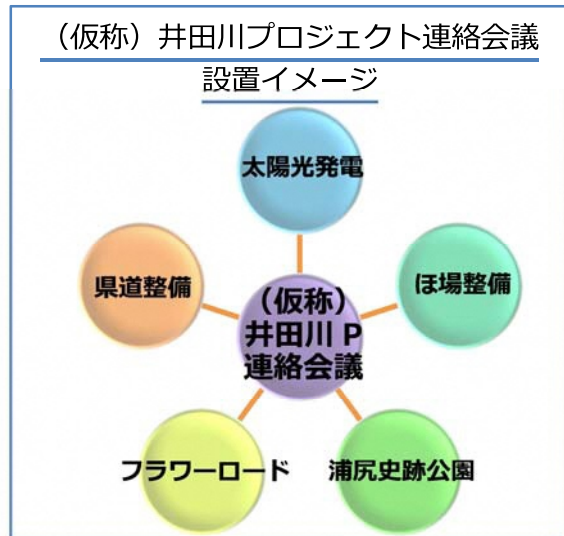
フラワーロード整備事業

- ・ほ場整備事業に合わせて用地を創出。
- ・ほ場整備事業と調整を図りながら順次工事着手。



（２）事業推進体制（PDCAサイクル）

- ❖ 再生ビジョンの事業推進にあたっては、事業に関連した土地管理や資金管理が必要となることから、「（仮称）井田川プロジェクト連絡会議」を設置し、事業の管理、情報の共有化を図っていきます。
- ❖ 再生ビジョンに掲げる様々な事業は、土地管理や資金管理など、それぞれが関連する取組（仕組み）となります。
- ❖ そのため、個別の事業工程の進捗は、他事業に連鎖的な影響を引き起す可能性があるため、各工程の進捗を確実に把握した適切な管理、関係者間での情報共有化が必要となります。
- ❖ 再生ビジョンの事業推進にあたって、個別事業は各事業主体による取組で進められていきますが、定期的に各事業の進捗状況、土地管理や資金管理の状況等の情報を共有化し、事業見直しの検証などを行う仕組みを構築します。



■ 事業継続施策（PDCAサイクル）

井田川地区再生ビジョンの着実な事業推進、事業間連携や調整にあたっては、前記の連絡会議の運営を通じて、PDCAサイクルに基づく「プロジェクトマネジメント（PM）」の実施、事業の最適化、効果の最大化を図っていきます。

PDCAサイクルに基づく、PM（プロジェクトマネジメント）の展開イメージ

- ❖ 再生ビジョンのPDCAサイクルのうち、（仮称）井田川プロジェクト連絡会議の運営上、D（事業実施）及びA（事業調整）は各事業主体での取組となることから、重要となるポイントは、P（事業計画）とC（進捗把握）となります。
- ❖ 定期的に行う連絡会議では、年度末や年度当初に個別事業の前年度事業進捗状況と次年度事業計画の情報共有を図り、必要に応じて事業見直しや事業間調整を図っていきます。

